

## 下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出される資源化物の再資源化と減量化を図るため、再資源化推進事業を実施した推進団体に対して再資源化推進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再資源化推進事業 再資源化対象物を収集し、これを、再生資源を取り扱う業者等（以下「回収業者」という。）に売却し、又は引き渡す事業をいう。
- (2) 推進団体 再資源化推進事業を実施する自治会、婦人会、PTA、子供会等の営利を目的としない団体で、市長が登録した団体をいう。
- (3) 再資源化対象物 次に掲げる物で市内の家庭から排出されたものをいう。

ア 古紙類 新聞紙、雑誌、ダンボール等

イ 古布類 古着、タオル、シーツ等

ウ 金属類 金属屑、空き缶等

### (奨励金の額)

第3条 市長は、再資源化推進事業を実施した推進団体に対し、毎年度予算の範囲内で、当該再資源化推進事業により売却し、又は引き渡した再資源化対象物の重量に別表第1に定める報奨金単価を乗じて得た金額を奨励金として交付する。

2 前項の売却し、又は引き渡した再資源化対象物の重量は、次の各号掲げる区分に応じ、当該各号に定める重量とする。

- (1) 重量により取引されている再資源化対象物 回収業者が発行した伝票に記載されている重量

(2) 重量以外で取引されている再資源化対象物 回収業者が発行した伝票に記載されている数量をもとに、別表第2に定める重量等換算基準により算出する重量（1キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（推進団体の登録申請）

第4条 前条の規定による奨励金の交付を受けようとする団体は、再資源化推進団体登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 団体の活動内容が確認できる規約等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（推進団体の登録等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による登録申請書を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、推進団体として登録し、その旨を推進団体登録通知書（様式第2号）により、当該登録申請をした団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、推進団体として登録することが適当でないと認めるときは、推進団体として登録しない旨を推進団体不登録通知書（様式第3号）により、当該登録申請をした団体に通知するものとする。

3 推進団体は、登録した内容に変更が生じた場合は登録事項変更届書（様式第1号の2）を、登録を辞退する場合は登録辞退届書（様式第1号の3）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、推進団体が、虚偽の申請その他不正の行為等を行った場合又は2年間にわたり次条の規定による交付の申請を行わないときは、推進団体の登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、その旨を推進団体登録取消通知書（様式第4号）により、当該推進団体に通知するものとする。

（奨励金の交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする推進団体は、再資源化推進事業奨励金交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）により、再資源化推進事業を実施した年度の翌年度の9月30日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）再資源化対象物を取り扱う業者が発行した引取り明細書又はこれに代わる書類

（2）その他市長が必要と認める書類  
（奨励金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、奨励金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を再資源化推進事業奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第6号）により、当該交付申請をした推進団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、奨励金の交付が適当でないと認めるときは、奨励金を交付しない旨を再資源化推進事業奨励金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該交付申請をした推進団体に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた推進団体は、書面により当該奨励金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る奨励金の交付決定及び額の確定はなかったものとする。

（奨励金の交付請求）

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた推進団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合にお

いて、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求額を交付するものとする。

(決定の取消し及び奨励金の返還)

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けようとし、又は受けた推進団体があるときは、その決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、推進団体の登録を受けようとする団体又は推進団体に対して、当該事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱に基づき交付を決定した奨励金については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度以前に推進団体が再資源化推進事業を実施した場合の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、平成30年度以後において実施する再資源化推進事業に係る奨励金について適用し、令和4年度以前において実施する再資源化推進事業に係る奨励金については、なお従前

の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第3条に規定は、令和5年度以後において実施する再資源化推進事業に係る奨励金について適用し、令和4年度以前において実施した再資源化推進事業に係る奨励金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

品目別報奨金単価表

品目		単位	報奨金単価
古紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール等	1 kg 当たり	4 円
古布類	古着、タオル、シーツ類	1 kg 当たり	4 円
金属類	金属屑、空き缶等	1 kg 当たり	8 円

別表2（第3条関係）

品目別重量等換算基準表

品目		単位	重量等換算基準
金属類	空き缶	50 個 当たり	1 kg